

共生・公正・創造



# ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号  
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290  
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

## “「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”

### 「国鉄改革の裏側」ダイジェスト版 **第2回**

あの元国鉄労働課長が明かす「国鉄改革の裏側第5弾」が【「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”】という本になった。本紙は筆者（宗形明氏）の了解を得て、『JR東日本革マル問題の現状』をダイジェスト版として紹介することとした。



## 事件発生時の浦和電車区長の証言

裁判開始前の時点から、私が「浦和電車区事件」第一審判決の原告勝訴を予測、公言していたのは、被疑者7名の逮捕・勾留中、事件発生当時の浦和電車区長と関係管理者が検察の取り調べ調書作成に応じたからである。国鉄時代からの習性として、上層部の許可がない限り、駅・区長など現場の管理者が「浦和電車区事件」のような職場規律がらみの事件について検察の呼び出しに応じることは先ずない。応じたということは、「上層幹部の承認があった」ということだろう。この場合当然、「事実をありのまま正直に話してよい」という上層幹部の意向も同時に伝えられていた筈である。

(区長証言一部抜粋)

検察：証人は、Yの組合脱退を知ってどう思ったか。

区長：実際は組合を辞めさせられたのだろうと思った。

検察：証人は、Yが自分の意志で、自ら望んで組合を辞めたとは思わないか。

区長：思わない。Yは一連の言動で、何とか組合との関係を修復したいと言っていた。

検察：証人は、Yが「脱退を迫られた」という認識はあるか。 区長：そういう思いはある。

検察：証人はYに対して、JR東日本で働かせてやりたいと、できれば転勤もさせてやりたいと思っていたか。 区長：思っていた。

検察：先の内容に加え、「会社としては東労組を基軸としていることを承知しているね」とあり、Yは「はい」と答えている。5日の面談で言ったということか。

区長：そうだ。

検察：支社から、こう伝えて欲しいと？ 区長：そうだ。

検察：証人はどう理解したか。 区長：うちの会社の場合、「東労組を中心に、協調して仕事を進めていく」ということだと理解した。

検察：7月13日にYから区長室で退職願を受けとったと？ 区長：はい。

検察：同席者はいたか。 区長：K副区長が同席した。

検察：Yの退職理由は何か。 区長：苛めから、仕事に就けない事だと思う。

検察：それは東労組からの苛めということか。 区長：苛めだと思う。

検察：Yの発言や書面から、東労組以外の理由はあるか。 区長：考えられない。

検察：東労組からの苛めということか。 区長：確定はできないが。

検察：他に理由はあるか。 区長：ない。考えられない。

検察：Yが退職を決意した「嫌がらせ」の程度は、どのようなものだったか。

区長：退職するぐらいだから、きつかったのだと思う。

【「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”(高木書房)P.59~P.63】